

令和 7 年度一般会計補正予算（専決処分）について

基本的な考え方

一般会計補正予算（第 9 号）は、衆議院が解散することによって、衆議院議員総選挙に関する補正予算措置が必要になったことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 8 年 1 月 19 日に専決処分をしたものです。

補正額は 3,134 万 7 千円で、これを加えた本年度の一般会計予算の総額は 256 億 4,173 万 3 千円となります。

補正予算の概要

一般会計補正予算（第 9 号）	3 1, 3 4 7 千円
内 容	
・ 衆議院議員総選挙費	3 1, 3 4 7 千円
【補正財源】	
県支出金	3 1, 3 4 7 千円

令和7年度一般会計補正予算（第9号）の内容

【歳入】

（単位：千円）

款	補正前予算額	補正額	補正後予算額	区分	補正の内容	補正額
15.県支出金	0	31,347	31,347	新	衆議院議員総選挙執行経費市町村交付金	31,237
				新	衆議院議員総選挙啓発推進委託費	90
				新	衆議院議員総選挙開票速報事務委託費市町村交付金	20
歳入総額	25,610,386	31,347	25,641,733			

※区分：「新規」は「新」、それ以外の事業は空白で表記（以下同様）

【歳出】

（単位：千円）

款	補正前予算額	補正額	補正後予算額	区分	補正の内容	補正額
2.総務費	0	31,347	31,347	新	衆議院議員総選挙費	31,347
歳出総額	25,610,386	31,347	25,641,733			